

東京地裁、遺産の確認・調査義務違反を認める

海外資産の相続を巡る税賠訴訟 で亡税理士の妻子に賠償命令

海外資産の相続税申告を巡る税賠訴訟で税理士側が一部敗訴する判決が1月30日、東京地裁（深山卓也裁判長）であった。深山裁判長は、税理士が海外資産の確認・調査義務を怠ったため、相続人は重加算税を賦課されたと認定。配偶者の相続税の軽減が適用されなかった点も指摘し、税理士（係争中に死亡）の法定相続人である妻子らに対し約1億円の損害賠償を命じている。近年、海外相続財産の申告漏れ事案が急増しており、平成25年末分から合計5,000万円超の国外財産の年1回の報告が義務付けられる方向。高齢化が進む税理士業界、相続税の申告手続を受任した税理士は、税賠請求のリスクが残された家族に向かうという酷な事態を避けるためにも、念入りに海外資産の確認や調査を行う必要があるといえそうだ。

納税者、重加算税の賦課は税理士の誤った指示が原因と主張

本事案は、税理士に対し相続税の申告手続を委任した原告が、税理士の申告手続に相続財産（海外資産を含む）の申告漏れ等の不備があったため、重加算税等の納付を余儀なくされたとして、税理士の相続人である被告らに対し、債務不履行に基づく損害賠償の支払を求めているもの。委任を受けた税理士は、係属中に亡くなったため、その法定相続人の妻子ら3人が訴訟を引き継いでいた。

原告は、亡税理士に相続税の申告手続に必

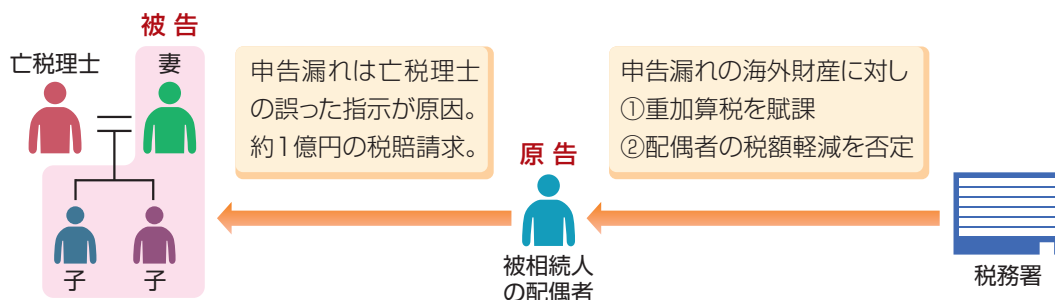
要な資料を提供する際に、被相続人の海外資産の取扱いを尋ねたところ、亡税理士は、「海外の件は調べなくてよい」などと誤った指示をし、海外資産について確認・調査することなく原告の相続税を申告したと主張。その後の税務調査の結果、海外資産に関して故意の隠べいが認定され、重加算税等の賦課および配偶者の税額軽減が受けられないなど、約1億円の損害を被ったと主張していた（次頁図参照）。

裁判所、「重加算税」と「配偶者の税額軽減の不適用分」を損害と認定

東京地裁民事第50部の深山卓也裁判長は、税務申告の委任を受けた税理士について、委任者からの提供資料が不十分である場合や指示説明が不適切である場合は追加の資料提供や調査を指示し、不十分な点や不適切な点を是正したうえで、税務申告を行うべき義務を負うものであるとした。

本事案において、亡税理士は、被相続人の確定申告の際に海外の医療費に関する資料を受領した経験があったことから、被相続人が海外資産を所有する可能性が高いと認識していたと指摘（次頁表参照）。原告の相続税の申告に際して、海外資産が相続財産から漏れないよう海外資産に関する資料の提出を求

【図】 事案の概要



【表】 被相続人の海外資産の取扱いに関する裁判所の認定事実(一部抜粋)

- 亡税理士は、被相続人の所得税の確定申告をした際に、被相続人の海外における医療費に関する資料を受け取った経験があったことから、被相続人は海外資産を保有している可能性が高いと認識していた。
- しかし、亡税理士は、原告に対して海外資産に関する資料の提供を求めたり、海外資産の有無について調査を求めなかった。
- 原告は、被相続人が海外に別荘を保有しており、預金も有していることを認識していたが、別荘の所有形態や預金の具体的な内容を把握しておらず、資料も手元になかった。
- 原告は、亡税理士から被相続人の海外資産について資料の提供も調査も求められなかったため、海外資産を特に調査することもなく、また海外資産に関する何らの資料も提供しなかった。
- 亡税理士は、被相続人の海外資産はまったく存在しないものとして、相続税の確定申告書を作成していた。

め、その存否や内容を調査するよう指示すべきであったとした。そのうえで深山裁判長は、亡税理士が原告に対して、海外資産に関する資料の提供や調査を指示していれば、申告書作成前に海外資産の存在が判明し、亡税理士は海外資産を申告書に反映して相続税を申告したものと認められるため、原告が重加算税を賦課されたことにより納付した約4,500万円は、亡税理士の善管注意義務違反により原告が被った損害であると認定した。

敗訴した税理士側は控訴

また、深山裁判長は、原告は新たに判明し

た海外資産分（課税価格＝約3億5,000万円）について、故意の隠ぺいが認定されたことから、配偶者の相続税の軽減を受けることができなかったことにも触れ、軽減額の差額に相当する約6,100万円も原告が被った損害であると認定している。

そのうえで、亡税理士の法定相続人である被告は、総額約1億600万円の損害について、それぞれ法定相続分に応じて賠償すべき義務があると結論付けた。

なお、本事案は被告（税理士側）が控訴している模様だ。

配偶者の相続税の軽減とは？

被相続人の遺産形成に寄与していることなどを理由に、配偶者が相続財産を取得した場合、配偶者の法定相続分（子供がいる場合は2分の1）に相当する金額または1億6,000万円のいずれか大きい金額まで相続税がかからない。しかし、偽装・隠ぺいされた相続財産については、同制度の適用対象とはならない（相法19条の2⑤）。